

## 目

## 次

	頁
第 1 5 5 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	16
第 1 5 6 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例……………	19
第 1 5 7 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例……………	25

第百五十五号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五項第一号事務の欄10中「立入検査」の下に「（地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。）」を加え、同欄13中「法」の下に「第七十二条の二の二、」を加える。

別表第五十一項第六号事務の欄2中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄3中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同欄5中「第二十九条第十五項」を「第二十九条第十七項」に改める。

別表第八十六項事務の欄2中「公告、」を削る。

別表第八十七項事務の欄2中「第十四条第五項及び第十四条の二第七項」を「第十四条第六項及び第十四条の二第八項」に改める。

別表第九十四項市町村の欄中「、蕨市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加える。

別表第十四項第一号事務の欄中15を16とし、12から14までを13から15までとし、11の次に次のように加える。

12 条例第十四条の二第四項の規定による報告の受理

別表第二十二項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「、第十八条の十七第一項及び第二項」を削り、同欄2中「、第十八条の十八、第十八条の二十一」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 法に基づく事務のうち、法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理	春日部市、草加市
-------------------------------------	----------

別表第七十九項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加え、同項第四号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市、飯能市」を加える。

別表第九十二項事務の欄1中「並びに」を「、」に、「の規定」を「、第百六十八条第一項、第百八十三条第一項、第百八十六条第四項並びに第百九十条第一項後段（法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄2中「の規定」を「及び第百七十条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄3中「の規定」を「及び第百七十条第二項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄4中「の規定」を「及び第百七十条第三項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄5中「の規定」を「及び第百七十条第五項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄6中「及び第四十九条第一項」を「、第四十九条第一項」に、「の規定」を「及び第百七十三条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄7及び8中「第百二十六条第三項」の下に「及び第百七十五条第三項」を加え、同欄9中「第百二十六条第三項」の下に「及び第百七十五条第三項」を加え、「及び」を「、」に、「並びに第百三十七条第五項」を「、第百三十七条第五項及び第百八十六条第五項」に改め、同欄10から12までの規定中「第百三十八条」の下に「及び第百八十七条」を加え、同欄13中「及び第百六十条第二項」を「、第百六十条第二項及び第百三十三条第二項」に改め、同欄14中「並びに法第百六十一条第一項及び第二項」を「、第百六十一条第一項及び第二項並びに第百六十一条第一項及び第二項」に改め、同欄15中「及び第百六十一条第三項」を「、第百六十一条第三項及び第百二十四条第三項」に改め、同欄16中「及び第百六十一条第四項」を「、第百六十一条第四項及び第百二十四条第四項」に改め、同欄17中「及び第百六十一条第五項」を「、第百六十一条第五項及び第百二十四条第五項」に改め、同欄18中「及び第百六十一条第六項」を「、第百六十一条第六項及び第百二十四条第六項」に改め、同欄19中「及び第百六十一条第七項」を「、第百六十一条第七項及び第百二十四条第七項」に改め、同欄20中「第百六十三条第一項」の下に「及び第百二十六条第一項」を加え、同欄21中「第百六十三条第二項」の下に「及び第百二十六条第二項」を加え、同欄22から28までの規定中「第二十六条第二項」の下に「（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加える。

別表第百項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、美里町」を加える。

別表第百一項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第百三項市町村の欄中「鳩山町」の下に、「ときがわ町」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第一条の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和三年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百五十六号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第一号中「第百十六号イ及び第百二十一号イ」を「第百十七号イ及び第百二十二号イ」に改め、同項第五号中「第百十六号ハ及び第百二十一号ハ」を「第百十七号ハ及び第百二十二号ハ」に改め、同項第九号中「第三項」を「第五項」に改め、同号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書(いづれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第百十一号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(イ) 新築の場合

八千円

(ロ) 増築又は改築の場合

一万三千円

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第百十二号までにおいて同じ。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(イ) 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万七千円

(ロ) 増築又は改築の場合

二万五千円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

二万八千円

(ロ) 増築又は改築の場合

四万二千円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

五万二千円

(ロ) 増築又は改築の場合

七万八千円

四 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以

---

内のもの	
(イ) 新築の場合	七万八千円
(ロ) 増築又は改築の場合	十一万八千円
(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
(イ) 新築の場合	十一万五千円
(ロ) 増築又は改築の場合	十七万三千円
(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
(イ) 新築の場合	十九万九千円
(ロ) 増築又は改築の場合	三十万円
(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	
(イ) 新築の場合	二十五万七千円
(ロ) 増築又は改築の場合	三十八万六千円
(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	
(イ) 新築の場合	三十万円
(ロ) 増築又は改築の場合	四十五万千円

---

別表都市整備部の項第九号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第十号中「第三項」を「第五項」に、「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)からハ(2)まで、ロ(2)からハ(2)まで又はハ(2)からハ(2)まで」を「同欄イ(2)からハ(2)まで又はロ(2)からハ(2)まで」に改め、「（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同項第十一号金額の欄イを削り、同欄ロを次のように改める。

---

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	
(1) 一戸建ての住宅	
(一) 新築の場合	四千円
(二) 増築又は改築の場合	六千五百円
(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	

---

- (一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 八千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 一万二千五百円
- (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 一万四千元
  - (ロ) 増築又は改築の場合 二万千元
- (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 二万六千元
  - (ロ) 増築又は改築の場合 三万九千元
- (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 三万九千元
  - (ロ) 増築又は改築の場合 五万九千元
- (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 五万七千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 八万六千五百円
- (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 九万九千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 十五万円
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
- (イ) 新築の場合 十二万八千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 十九万三千元
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
- (イ) 新築の場合 十五万円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 二十二万五千五百円

別表都市整備部の項第百十一号金額の欄ハ中「及びロ」及び「を申請住戸数で

除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同欄ハを同欄ロとし、同項第一百十二号中「前号金額の欄イ(1)、ロ(1)又はハ(1)」を「前号金額の欄イ(1)又はロ(1)」に、「同欄イ(2)からハ(1)まで、ロ(2)からハ(1)まで又はハ(2)からハ(1)まで」を「同欄イ(2)からハ(1)まで又はロ(2)からハ(1)まで」に改め、「(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同項第一百十三号中「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項第一百二十五号を第一百二十六号とし、第一百二十四号を第一百二十五号とし、同項第一百二十三号中「第一百二十一号金額の欄イ」を「第一百二十二号金額の欄イ」に、「第一百二十一号金額の欄ロ」を「第一百二十二号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百二十四号とし、同項第一百二十二号中「第一百二十号金額の欄」を「第一百二十一号金額の欄」に改め、同号を同項第一百二十三号とし、同項第一百二十号中「第一百二十五号イ(2)」を「第一百二十三号イ(2)」に、「第一百二十四号イ(2)」を「第一百二十五号イ(2)」に改め、同号を同項第一百二十一号とし、同項第一百十九号中「第一百二十五号」を「第一百二十六号」に改め、同号を同項第一百二十号とし、同項第一百十八号中「第一百十六号金額の欄イ」を「第一百十七号金額の欄イ」に、「第一百十六号金額の欄ロ」を「第一百十七号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第一百十九号とし、同項中第一百十七号を第一百十八号とし、第一百十六号を第一百十七号とし、同項第一百十五号金額の欄イ(2)中「第一百十七号」を「第一百十八号」に改め、同欄イ(3)中「第一百十七号イ(3)」を「第一百十八号イ(3)」に改め、同欄ロ(3)中「第一百十七号ロ(3)」を「第一百十八号ロ(3)」に改め、同号を同項第一百十六号とし、同項第一百十四号の次に次の一号を加える。

百十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	十六万円
---	-------------------------------------	------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第四百十一号を第四百十二号とし、第三百八十三号から第四百十号までを一号ずつ繰り下げ、第三百八十二号の次に次の一号を加える。

---

三百八十三 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

---

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第一百十二号までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号から第一百十二号までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第九号中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号から第一百十二号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「定める額」と、同項第一百十号中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」と、同項第一百十一号金額の欄イ中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」と、同項第一百十二号中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」とする。

令和三年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定をするとともに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとしたいので、この案を提出するものである。

第百五十七号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第一号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号イ中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「同時に他の同項」を「同時に他の同法第四条第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 同法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査

六千八百円(当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円)

別表第六号の表第三号イ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

<p>三の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>クロスボウの取扱いに関する講習手数料</p>	<p>イ 現に同法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円 ロ その他の者に対する講習会 六千九百円</p>
--	---------------------------	---

別表第六号の表第六号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同表第七号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同表第八号事務の種別の欄中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に改め、同号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同号イ中「伴う場合」を「伴う同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請

に係る審査」に、「他の同法第七条の三第一項」を「他の同項」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同号ロ中「伴わない場合」を「伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に改め、「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、「同号」を「同法第四条第一項第一号」に、「当該同項」を「当該同法第七条の三第一項」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 新たな許可証の交付を伴う同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査  
 七千二百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

別表第六号の表第八号金額の欄に次のように加える。

ニ 新たな許可証の交付を伴わない同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査  
 六千八百円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

別表第六号の表第十号中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同表に次の一号を加える。

<p>十五 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料</p>	<p>九千三百円（当該申請を行う者が同時に他の同法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円）</p>
--	---------------------------	--

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の項第二十六号中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

―二十七の二 クロスボウの取扱いに関する講習手数料

別表埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の項第二十九号中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料」に改め、同項第三十号中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」に改め、同項第三十一号中「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に改め、同項第三十二号の二中「射撃練習資格認定申請手数料」を「猟銃又は空気銃射撃練習資格認定申請手数料」に改め、同項第三十三号の八を第三十三号の九とし、第三十三号の二から第三十三号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

―三十三の二 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

令和三年十二月二日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から徴収する手数料の額を定めるとともに、証紙による収入の方法により徴収すること等したいので、この案を提出するものである。